

ちの旅ウインターリゾートキャンペーン 「ちの旅クーポン券」

事業者向け取扱マニュアル

【第1版】令和4年12月2日



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ



茅野市子ども会育成連絡協議会
マスコットキャラクター「ちーぼ」

＜ちの旅クーポン券：事業概要＞

商品券名称	ちの旅クーポン券
発行冊数	17,000枚
綴り構成	1,000円券×2枚 合計2枚綴／2,000円（額面）
配布期間	2022年12月21日（水）～ 2023年1月31日（火）
利用期間	2022年12月21日（水）～ 2023年2月1日（水）

趣旨

「ちの旅ウインターリゾートキャンペーン」期間中に、本事業に登録した宿泊施設に宿泊した者1泊2,000円の「ちの旅クーポン券」を配布し、茅野市内の飲食店、アクティビティ、体験施設、土産物店等の消費喚起を促すことを目的とした事業を実施する。

■ 実施内容

- ・対象者が市内宿泊施設に宿泊した場合、観光施設等で利用できる「ちの旅クーポン券」を1人1泊あたり2,000円分を配布する。

宿泊利用イメージ



事業者イメージ



ちの旅クーポン券対象施設の認定申請手続きについて

・ちの旅クーポン券をお客様に利用していただくには、取扱対象施設に認定される必要があります。ちの旅クーポン券取扱対象施設認定申請書（様式第1号の2）を提出してください。宿泊事業者はちの旅クーポン券交付対象宿泊施設認定申請書（様式第1号の1）を提出してください。

【認定の条件】

- ① 市内に店舗がある主に観光客が利用する観光事業者または飲食店であり、当該ちの旅クーポン券を使って料金清算ができるもの。また飲食店においては、食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第52条第1項に規定する許可を受けている者。
 - ② 市内に事業所又は営業所があるまたは（一社）ちの観光まちづくり推進機構会員の交通事業者のうち、観光目的での利用に対して当該クーポン券を使って料金清算ができる者。
 - ③ 業種ごとに作成されたガイドラインに沿った新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策を行うこと。
 - ④ 長野県が実施する「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示し、または茅野あんしん認証の認定を受けること。なお、飲食店については、茅野あんしん認証EATの認定を受けたこと。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員が本件申請に関わっていないこと。
 - ⑥ 当事業への参加にあたっては、虚偽や不正なく誠実に実施すること。また、観光クーポンの清算後に虚偽や不正が発覚した場合は清算金を全額返還すること。
 - ⑦ 国等の旅行支援事業と「ちの旅ウインターリゾートキャンペーン」の双方の仕組みをよく理解し、利用者に対し双方のクーポン券を適用させるよう努めること。（クーポン券の併用利用等）
- ちの旅クーポン券対象施設認定申請書の提出は、メール、郵送、またはFAXによりご提出ください。
- 様式のダウンロードは、事業者募集サイト（<https://chino-wari.jp/6th/business/>）から。
- 複数の店舗をお持ちの方は、施設ごとに申請書の提出をお願いいたします。

○2022年12月2日（金）申請開始

ちの旅クーポン券交付対象宿泊事業者の申請は12月10までに事務局へご提出ください。

（12月10日前にちの旅クーポン券交付割当上限に達した場合は申請受付を終了します。）

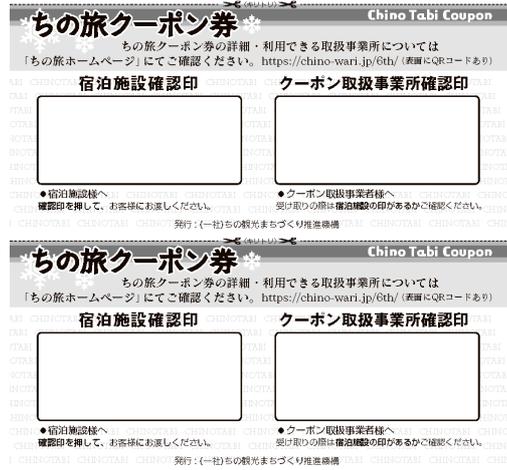
ちの旅クーポン券の配布及び配布期間について

- ・本事業に登録した宿泊施設に宿泊された方1人1泊につき2,000円分の「ちの旅クーポン券」を配布する。
- ・ちの旅クーポン配布期間は、2022年12月21日（水）から2023年1月31日（火）までとする。2023年2月1日（水）まで使用可能。ただし、今後の感染状況によって、対象期間を見直すことがあるものとする。
- ・宿泊対象者にちの旅クーポン券を配布する際に宿泊施設名を記載するものとし、**宿泊施設名の記載がないクーポン券については、無効とする。**
- ・発行した宿泊施設内の店舗やサービスには利用できないこととする。
- ・**キャンペーン期間中に対象宿泊施設が配布除外日の設定ができる。**
- ・**12月21日以降の予約分から配布対象する。**

ちの旅クーポン券 見本

表面

裏面



ポスター 見本



ちの旅クーポン券取扱時の注意事項

●クーポン券の有効期限について

※このクーポン券には有効期限があります。

(有効期限は令和5年2月1日に設定されています。)

・**有効期限切れ**のクーポン券は**無効**となります。

●クーポン券の宿泊施設名について

・クーポン券に**押印**または**手書き**にて宿泊施設名の記入があるか必ずご確認ください。

・**宿泊施設名の記入がない**クーポン券は**無効**となります。

●利用箇所について

・クーポン券を**発行した宿泊施設内の店舗では利用できません**。同一施設内で利用されたクーポン券は**無効**となります。収受しないよう注意してください。

・**他の宿泊施設**のレストラン等では**利用可能**です。(Aホテルで発行されたクーポン券は、Aホテルのレストラン、お土産屋では**利用不可能**。Bホテルのレストラン、お土産屋等では**利用可能**)

・**クーポン取扱対象事業者**は、クーポン券を受け取り後に、必ず**押印**または**手書き**にて店舗名を記入してください。

対象クーポン券種

ちの旅クーポン券



有効期間

2022年12月21日(水)
～2023年2月1日(水)

最終利用期限

2023年2月1日(水)

<店舗運営にあたってのお願い事項>

1. ポスター掲示のお願い。

<利用可能店舗ポスター見本>



「ちの旅クーポン券利用可能店舗ポスター」は、店頭の見やすい場所へ貼ってください。

※ポスターは、特設ホームページ（<https://chino-wari.jp/6th/business/>）からダウンロードしたPDFを印刷してお使いください。

2. 店舗独自の利用ルールがある場合の対応。

お店独自で商品券が使えない商品を決める場合や、1回あたりの商品券利用限度額を決める場合は、ポップで示すなど予め消費者が認識できるようにしてください。また、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券利用上限額などを定める場合も同様に、予め消費者が認識できるようにしてください（レジ、陳列棚、チラシなど）。

3. ちの旅クーポン券利用に関するトラブルについて。

ちの旅クーポン券利用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各店舗にてご対応をお願い致します。

※お困りの場合は、お問い合わせ窓口（株）中央企画（TEL090-7254-9781）にご相談ください。

<ちの旅クーポン券取扱いについて①>

お客様(消費者)への対応

①お会計(支払い額の提示)



③ お客様(消費者)がちの旅クーポン券利用の意思表示

- 利用対象外の商品購入・サービス提供(当マニュアルP8)への利用は、お断りください。
- **本券は現金との引き換えや返金・おつりが出せないことをお伝えください。**
- 本券で購入した商品の返品はできない旨を事前にお伝えください。
- 他の割引クーポン券(全国旅行支援事業等)との併用は可能です。
- **同一施設内で発行されたクーポン券でないことをご確認ください。**



③偽造されたものでないかご確認ください。

受取ったちの旅クーポン券と本マニュアル掲載の見本を比較してください。
偽造と判別できた場合はクーポン券の受け取りを拒否し、速やかに警察・事務局へご連絡ください。



④お客様(消費者)からちの旅クーポン券をお受け取りください。

不足分は、現金等で受領してください。

<ちの旅クーポン券取扱い注意事項 ※必ずお読みください>

○有効期間

クーポン券の有効期間は2023年2月1日までです。

○クーポン券は商品の売買、サービス(役務)の提供の対価として、利用できます。

クーポン券と現金の交換・売買は禁止されています。また、釣り銭は出さないでください。

○クーポン券は以下のものは利用対象になりません。

- a 出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- b 有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- c たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入(電子たばこを含む)
- d 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- e 介護保険の対象となるサービス費用の支払い
- f 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- g 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- h 現金との換金、金融機関への預け入れ
- i 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- j 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- k 商品券の交換又は売買
- l その他、各取扱店舗が指定するもの

※上記の禁止行為、利用対象にならないものによる観光クーポン券の利用が発覚すれば、損害賠償、登録の取消、換金の拒否その他の処分が生じる場合があります。

※クーポン券の利用できないものを独自に決める場合は、商品の陳列棚、店頭への掲示、その他の方法により、消費者が予め認識できるように明示してください。

○クーポン券の見本により、利用される観光クーポン券が偽造でないか確認してください。

「色合いが明らかに違う」など偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否し速やかに警察へ通報するとともに、本事業のお問い合わせ窓口(TEL090-7254-9781)へ連絡してください。

<ちの旅クーポン券の換金について>

ちの旅クーポン券 換金受付

利用済みクーポン券は、以下に示す換金受付会場にてお受付いたします。
換金用伝票（次ページ参照）、利用済みクーポン券（原本）をお持ちください。
受付にて、枚数をカウントし、記載内容に相違がないか確認します。

換金会場：茅野市観光案内所（茅野市ちの3506 モンエイトビル2F）

換金会場設営日：以下に示すとおり

精算回	第1回	第2回
換金受付会場 設営日 (10:00~15:00)	1/18 (水)	2/8 (水)

● 2023年2月8日（水）最終換金受付日

※換金受付会場設営日にお持ち込みができない場合は、事務局までご連絡下さい。

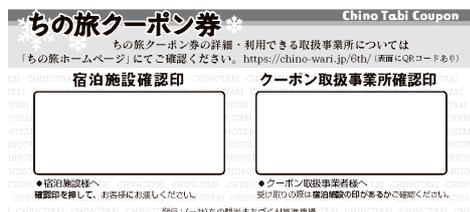
※2月8日（水）を過ぎてからの持込みには一切応じられませんので必ず2022年2月8日（水）までにご申請下さい。

対象クーポン券種

表面



裏面



入金処理期間及び入金日

事務局にてデータ処理をして、入金日を設定いたしました。約2週間を予定しています。
※できるだけ速やかに支払いを行います但し内容に不備がある場合は遅延することがあります。

入金口座

店舗登録申請時に登録された口座に振込を行います。
口座情報にご変更がある場合は速やかに事務局までご連絡ください。

入金額について

額面総額(振込手数料は事務局にて負担いたします)

※入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたしますので、入金額を各自でご確認ください。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

(振込名義人名は「(一社)ちの観光まちづくり推進機構」と表記されます。)

〈換金用伝票の記入方法について〉

様式第5号（第10条関係）

ちの旅ウインターリゾートキャンペーン

ちの旅クーポン券換金用伝票（事務局提出用）

	事務局印
受取日	年 月 日
申請者名 (法人名・代表者名)	
施設名	
施設コード	
電話番号	
担当者名	
ちの旅クーポン枚数	1,000円券 × 枚
換金額	円

①換金用伝票（事務局提出用）

ちの旅ウインターリゾートキャンペーン

ちの旅クーポン券換金用伝票（施設控え用）

	事務局印
提出日	年 月 日
申請者名 (法人名・代表者名)	
施設名	
施設コード	
電話番号	
担当者名	
ちの旅クーポン枚数	1,000円券 × 枚
換金額	円

②換金用伝票（施設控え）

【注意】

換金用伝票は事務局提出用と施設控え用のそれぞれ同じ内容(受付日を除く)を記入し、原券と共に換金受付会場にお持ちください。

1. 提出日: 提出日をご記入ください。
2. 申請者名: 認定申請と同じ者をご記入ください。
3. 施設名: 複数の施設を登録されている場合、施設ごとに作成してください。
4. 施設コード: 認定時に発行した施設コード(ホームページでも確認できるようにいたします。)を必ずご記入ください。
5. 電話番号・担当者名: 必ず記入して下さい。
※枚数等に不備があった場合、換金伝票に記載された番号にご連絡致します。
6. ちの旅クーポン券枚数: クーポン券の枚数を記入して下さい。
7. 換金額: 1000円×クーポンの額をご記入ください。

<問い合わせ先>

「ちの旅ウインターリゾートキャンペーン」
ちの旅クーポン券事務局

受付時間 月～金（祝日、年末年始12月29日～1月4日除く）9:00～17:00

事務所所在地 〒 394-0048
長野県岡谷市川岸上1丁目1-20
事務局 百瀬 宛

T E L 090-7254-9781

F A X 0266-21-5315

E - m a i l info@chino-wari.jp

事業者向けホームページ <https://chino-wari.jp/6th/business/>

一般向けホームページ <https://chino-wari.jp/6th/>
